

平成22年3月31日

千葉県議会議長 酒井茂英様

不正経理調査特別委員長 伊藤和男

不正経理調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された事件の調査結果は別紙のとおりにつき報告します。

不正経理調査特別委員会
調査報告書

平成 22 年 3 月 31 日

不正経理調査特別委員会

目次

1 総論	1
2 各論	2
(1) 経理問題に係る特別調査結果の精査	2
(2) 参考人の意見聴取	8
(3) 再発防止に向けた提言	13
(4) その他	14

【経過と資料】

1 不正経理問題の経緯	16
2 本特別委員会設置の経緯	16
3 本特別委員会の審査経過	17
4 委員からの意見等	19
5 不正経理調査特別委員会の設置について	29
6 委員名簿	30

不正経理調査特別委員会の調査報告

1 総論

本特別委員会の設置目的は、不正経理の原因究明と再発防止に向けた、県の調査結果の精査や再発防止策の検討についてであり、平成 21 年 10 月 22 日に設置されて以来、これまで 15 回にわたり審査を重ねてきた。

一日も早く再発防止策を徹底し、県民の信頼を回復する必要があることから、2 月定例県議会の冒頭に、それまでの審査結果について報告をしたところであるが、その後に行った参考人招致及び追加的審査を含め、報告するものである。

議題として取り上げた項目は、「県が行った調査手法等」「会計事務、予算執行や物品調達方法」「国庫補助制度」「監査委員制度」「職員の意識改革及び内部通報制度」「業者プール金」「県庁における現金等保有」「職員からの返還金」「職員の処分」「改善策・再発防止策」など、県が行った調査の全般にわたっており、それぞれの内容について詳細かつ慎重に審査を行った。

県が行った調査については、一部の委員からは、「平成 14 年度以前の調査が必要である」「業者からの帳簿の提出が不十分である」など、調査が不十分であるとの意見もあった。

また、審査の過程において、委員が執行部に資料提供を求めた業者帳簿や様式 3 などが、業者に協力を求めた経緯などの理由により提出されず、「本特別委員会としての審査が十分できない」などの意見が出されたが、捜査権や強制力がない中での調査であることから、その限界も認めなければならないところである。

江戸時代の著名な儒学者 貝原益軒 の言葉に「明鏡と雖もその裏を照らさず」とあり、本特別委員会としては、限られた時間の中で県が最大限努力した結果として、県の調査結果については、概ね了とするものである。

また、委員からは、県の調査内容について不十分であるとの意見があったことも指摘しておく。

そして、本特別委員会の役割のもう一つは、再発防止に向けての提言である。これまでの審査の過程で明らかとなった不正経理の原因や、委員から出された様々な意見を踏まえ、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底していくことこそが、今、求められている。

これを実行していくことが、県民の信頼を取り戻す唯一の手段である。

2 各論

(1) 経理問題に係る特別調査結果の精査

本特別委員会において、県が実施した経理問題に係る特別調査の結果について、以下のとおり精査を行った。

①県が行った調査手法等について

ア 委員からは、

- (ア) 不正行為の指揮命令系統が解明されていない。
 - (イ) 平成 14 年度以前の調査を実施していない。
 - (ウ) 業者からの帳簿の提出が不十分である。
 - (エ) 業者帳簿等を本特別委員会に対して開示をしていないことから、県が行った調査を十分精査することができない。開示すべきである。
- などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

- (ア) 不正に関する上司からの明確な指示はほとんどなく、長年の慣習により経理担当者の判断で行われてきた。
- (イ) 平成 14 年度以前は県の書類がなく、業者からも協力が得られない。
- (ウ) 県の調査は捜査権がなく、業者に対しては調査以外には帳簿を利用しないという約束のなかで協力依頼を行ったものであり、帳簿提出の協力がなければ調査自体が成立しなかった。
- (エ) 短期間の中で、支出ベースにおける不適正額の算出だけではなく、他県にはない本県独自の納品ベースによる不適正分類（a～g 分類）を行っている。などの説明があった。

②会計事務、予算執行や物品調達方法について

ア 委員からは、

- (ア) 支出書類は、所属内だけでなく、出納局の審査も経由しているにも関わらず、長年の間、不正な処理が見過ごされ、チェック機能がまったく働いていなかった。
- (イ) 請求書と納品書というのは一般的には複写になっているので、その伝票番号は統一させるべきである。
- (ウ) 支出状況について、徹底的な情報開示を実施すべきである。
- (エ) 必要な予算が付かないことが、不正経理の要因として挙げられているが、改善策が不十分である。
- (オ) 物品管理がずさんであり、また、物品調達システムの導入も他県と比べて遅い。

(カ) 各制度の改善にあたっては、現場の意見を吸い上げる仕組みを構築すべきである。

などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

(ア) 出納局では、検査体制の強化と併せて、支出負担行為の審査時における抜き打ちでの確認作業を行うなど改善を図っている。

(イ) 平成 22 年度当初予算の編成作業の中で、実態に合わせた予算額を計上するなど、見直しを行っている。

(ウ) 平成 22 年度からの集中調達機関の設置に向けて準備を進めている。

などの説明があった。

③国庫補助制度について

ア 委員からは、

(ア) 全国的に見て、なぜ千葉県だけが不正額が巨額になったのか、原因をより詳細に分析し、改善すべきである。

(イ) 附帯事務費の当初の積算を、適正に行わなかったのではないか。

などの意見があり

イ これに対し執行部からは、

(ア) 不正経理は、職員の法令遵守意識の欠如が大きな原因であり、また内部牽制が働いてこなかった。会計検査院から、物品調達制度として本県と秋田県との違いが不適正の一因との指摘もあり、今後、物品調達の集中システムの導入など、再発防止に取り組んでいく。

また、国の要綱等の基準を拡大して解釈していた面があるので、研修等により周知徹底を図る。

(イ) 県として、事務費を国と協議する段階で、できる限り事業に合った形で執行できるような要求をしていく。

(ウ) 来年度からは公共事業に係る補助金の事務費が全廃されるので、事業に必要な事務費については、県費で予算措置をすることとした。

などの説明があった。

④監査委員制度について

ア 委員からは、

(ア) 長年の間、不正経理処理が見過ごされてきたことから、監査基準や改善策を明文化し、ガイドラインを作成すべきである。

(イ) 監査委員に県庁職員OBがおり、また、事務局職員も短い期間で知事部局等との間で人事異動をすることから、独立性・専門性に疑問がある。

などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

- (ア) 関係人調査の実施や内部牽制体制に対する監査の強化をはじめ、組織対応の充実や職員の調査能力の一層の向上を図り、より効果的な監査に努める。
- (イ) ガイドライン等の作成については、他県の事例を参考に検討する。
などの説明があった。

⑤職員の意識改革及び内部通報制度について

ア 委員からは、

- (ア) 不正経理は不法行為であり、県民への裏切り行為であることを職員は自覚し、反省すべきである。
- (イ) 平成9年に匿名による告発があった際、県が対応策を処置しなかったことが、今回の巨額な不正経理に繋がっている。
- (ウ) 内部通報をしやすくするため、匿名であっても調査の端緒となるような客観的に事実が説明できる記載がある場合には、幅広に対応する体制を構築すべきである。
- (エ) 県幹部やコンプライアンス推進本部を所掌する総務部あるいはその関係者の不正が告発された場合など、通報者の保護と調査結果に対する県民の信頼性を担保することが必要な場合は、調査のため第三者機関を設置すべきである。
などの意見があり

イ これに対し執行部からは、

- (ア) あらゆる機会を通じて、コンプライアンス意識の醸成に努める。
- (イ) 内部通報制度においては、事実に基づく客観的証拠があれば、匿名の通報でも受け付けることについて、職員に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 『千葉県職員等の内部通報に関する要綱』第7条第4項「内部通報者は、実名により内部通報を行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときは、この限りではない。」に係る部分については、その内容が明確でないことから、要綱の見直しの必要性も含めて、コンプライアンス委員会に諮って検討していく。
- (エ) とりあえずは、コンプライアンス委員会という外部委員会を立ち上げ、内部通報も充実したので、新しい組織を運用していきたい。その上で、どういう組織、形、権限にするかについて、改めてコンプライアンス委員会にも諮っていきたい。
などの説明があった。

⑥業者プール金について

ア 委員からは、

- (ア) プール金を返還しない業者について、返還の交渉だけでは不十分である。
県民の財産を不適正に保有しているのであり、強制的に一括返還を求め
べきである。

(イ) 帳簿の提出やプール金を返還しない業者に対しては、ペナルティを課すべきである。

(ウ) 今回調査対象になっていない、又は帳簿を提出していない業者にも、プール金が存在するのではないか。再度調査すべきである。

などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

(ア) 今回の調査は、業者帳簿と県の書類を突合せさせることにより実態が判明したものであり、業者に対して帳簿を調査以外には使用しない、業者名は公表しない、迷惑をかけないとして協力を依頼したことから、ペナルティや法的措置は考えていない。

(イ) 返還については、引き続き交渉する。

(ウ) 業者帳簿の提出がない場合や他の所属においてプール金があった場合には、別途プール金について業者に対して照会をするなど、できる限り把握に努めた。それでも全くその業者にプール金がないとは言い切れないが、プール金を推計することは客観的な根拠がなく難しい。

などの説明があった。

⑦県庁における現金等保有について

ア 委員からは、

(ア) 業者プール金からの納品や換金などにあたっての、上司からの指示系統の解明が不十分である。

(イ) 現在保管している預金通帳のみではなく、銀行に過去のデータの確認を依頼するなど、徹底した調査を行うべきである。

などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

(ア) 不正に関する上司からの明確な指示はほとんどなく、長年の慣習により経理担当者の判断で行われてきた。

また、現金・金券類は相当以前から手付かずのまま保管されているものも多く、詳細な調査ができない。

(イ) 過去には、資金前渡吏員の通帳などを組織的に有しており、それらを含めたすべての預金データを銀行に請求することとなる。また、その内容を調査することは膨大な量であり、事実上不可能なことに加えて、突合をする帳簿類などもないため調査ができない。

などの説明があった。

⑧職員からの返還金について

ア 委員からは、

(ア) 一律に負担を課すことは、それ以上の調査をせず事実を曖昧にしてしまうことになり問題である。

- (イ) 管理職以外の職員には返還金の負担がないのでは、公金を取り扱うことの意識醸成にならないのではないか。
- (ウ) 管理職が自らの返還金について、所属職員に対してカンパの要求をしている所属がある。
- (エ) 返還金に、調査に要した経費として、職員の人件費も算入すべきである。などの意見があり、
- イ これに対し執行部からは、
 - (ア) 組織的な不正という点から、管理監督者の責任を重くした。
 - (イ) 管理職以外の職員は返還金の負担はしないが、不適正な経理処理をした職員は処分されている。
 - (ウ) 管理職の責任として返還金の負担を求めた趣旨から逸脱しているため、所属職員へのカンパについては調査を行う。
 - (エ) 調査は職務として行っていることから、職員の人件費は返還額には算入していない。などの説明があった。

⑨職員の処分について

- ア 委員からは
 - (ア) 一律の処分を行うことは、それ以上の調査をせず事実を曖昧にしてしまうことになり問題である。などの意見があり、
- イ これに対し執行部からは、
 - (ア) 今回の処分にあたって、長年にわたる不適正な経理処理を把握・是正できなかった管理監督者の責任を明確にし、幹部職員全員に組織責任を問うこととしたものである。などの説明があった。

⑩新たな調査について

- ア 委員からは、
 - (ア) 平成 14 年度以前の調査をすべきである。
 - (イ) 公社等外郭団体の調査結果はいつになるのか。などの意見があり、
- イ これに対し執行部からは、
 - (ア) 県としては可能な限りの調査を行った。平成 14 年度以前は県の書類がなく、業者からも協力が得られない。
 - (イ) 公社等外郭団体の調査については、今年度末の公表を目指し、鋭意作業を進めているが、新年度にずれ込んでしまう可能性もある。などの説明があった。

⑪改善策・再発防止策について

ア 委員からは、

(ア) 物品を集中的に調達するシステムの導入は、他県と比べて遅いのではないか。

(イ) 物品調達システムを導入すれば、本当に不正経理はなくなるのか。

その反面、地元業者の受注確保はどうなるのか。

(ウ) 出納検査・監査委員監査に特別監察が加わり、同じような検査業務を行う機関が増えるのは無駄ではないか。

(エ) 行動規範については、指針にとどまらず、倫理憲章やコンプライアンス条例など、より県民にわかりやすい形で策定する必要があるのではないか。

(オ) 議会としても、再発防止に向けて何ができるのか、議論が必要である。

などの意見があり、

イ これに対し執行部からは、

(ア) 多くの県で集中調達を行っており、千葉県は若干遅れていた。

(イ) 物品調達システムにより、内部牽制や透明性・競争性が保たれると考える。

また、今後不適正な経理処理については、業者にはペナルティを課し、職員にはより一層厳しい処分を行う。

共通消耗品の単価契約は品目・地域を分割し、県内に本社がある業者に限定することで、ある程度地元業者の受注機会を確保できると考えるが、状況を見ながら検討する。

(ウ) 千葉県では巨額な不正があったことから、二度とこのようなことを起こさせないために内部牽制を強化する必要がある。

(エ) 条例は、県民に対して様々な義務を課したり、権利を与えるものが中心的な事項となっている。職員に対して倫理条例で何か義務を課すものでなく、精神的なものであれば、執行部内部の指針や計画の中で推進していければよいと思う。ただ、岐阜県などの例もあり、それらを参考に今後研究させていただく。

などの説明があった。

⑫警察本部における国費支出等の独自追加調査結果について

ア 委員からは、

(ア) 業者帳簿の3分の1が入手できておらず、調査が不十分である。

(イ) 知事部局等においてプール金が判明している業者に対し、県警のプール金の実態の把握に努めるべきである。

などの意見があり、

イ これに対して執行部からは、

(ア) 帳簿提出については、何度も業者に依頼をしたが、入手ができなかった。

(イ) 業者帳簿の未入手部分についても、業者及び内部所属への確認を行った結果から、業者プール金がある可能性は低いと考える。

などの説明があった。

(2) 参考人の意見聴取

①参考人の招致について

第13回特別委員会（平成22年3月18日）において、下記のとおり参考人の招致について採決を行った。

ア 森田健作知事

(ア) 意見聴取の希望

調査責任、情報開示、執行部の責任、今年度の不正経理、外郭団体の調査結果

(イ) 委員意見

a 賛成

(a)業者帳簿など関連資料について、当委員会に対して情報提供をせず、説明責任を果たしていない。

(b)議会で知事自身が十分に説明を行っていない。

b 反対

(a)就任後、徹底調査を明確に打ち出し、9月と12月の調査結果報告を取りまとめた最高責任者であった。

(b)既にこれまで、本会議において答弁を行ってきた。

(ウ) 採決の結果 否決

イ 石渡哲彦副知事

(ア) 意見聴取の希望

組織の責任

(イ) 委員意見

a 賛成

(a)就任後の不正経理について、説明責任を果たすべきである。

(b)平成14年度以前の調査、内部告発制度、国庫返還金の負担について、見解を伺いたい。

b 反対

(a)徹底調査を打ち出した森田知事を、補佐する任務を担ってきた。

(b)既にこれまで、本会議において答弁を行ってきた。

(ウ) 採決の結果 否決

ウ 堂本暁子前知事

(ア) 意見聴取の希望

調査指示及び引継ぎ、前執行部の責任、返還金

(イ) 委員意見

a 賛成

(a)不正経理問題の調査を指示したのは堂本前知事であったが、在任期間中の不正経理や責任の取り方等について、執行部はヒアリングも行っておらず、明らかになっていない。

(b)説明責任を果たす機会を、設定すべきである。

b 反対

・不正経理問題の調査を直接、指示した立場であった。

(ウ)採決の結果 否決

エ 千葉県経理問題特別調査外部審査委員

(ア)意見聴取の希望

調査方法、内部告発、再発防止

(イ)委員意見

a 賛成

・不正経理調査特別委員会と同様に、県の報告の検証作業を行った外部審査委員会の会長にお話を伺いたい。

(ウ)採決の結果 全会一致で招致を決定

②参考人質疑

第14回特別委員会（平成22年3月23日）において、千葉県経理問題特別調査外部審査委員会 会長 真田範行氏を参考人として招致し、下記のとおり質疑（会派各15分）を行った。

自民党 質疑

【委員】

県が平成14年度以前の需用費調査を行わなかったことについての妥当性はどうか。

【参考人】

妥当だと言い切れるものではない。しかし、客観的な調査という意味では不可能ではなかったかということで、外部審査委員会も了承した。

【委員】

内部通報が匿名である場合には、千葉県職員等内部通報に関する要綱において「客観的に事実が説明できる資料」を必要としているが、判断基準が難しいのではないか。

【参考人】

具体的な資料がなく調査をする場合、名指しされた人の名誉毀損という問題もある。調査の端緒となるような客観的な資料は必要と考える。

民主党 質疑

【委員】

前知事など当時の特別職に対して県がヒアリングを実施しなかったことについての見解はどうか。

【参考人】

県が行った調査について、妥当性や問題性を指摘し、より精密に、より厳格に助言をするという立場で行ったものである。

【委員】

業者にも一定の責任があると考えますがどうか。

【参考人】

外部審査委員会としてはこのような業者への対処を指摘し、その結果、県において入札の制限が新たに加わったと考えている。

公明党 質疑

【委員】

特別監察室の調査は抜打ちで業者帳簿の入手を必ず行うものではない。これで、特別監察の効果・効力が担保されるのか。

【参考人】

県の調査は強制力はないが、聞取りでも双方の主張が異なることによって、

ある意味把握できる部分がかなりある。必ずしも、帳簿入手だけが調査の決め手ではない。

【委員】

会計書類の保存期間延長が再発防止に寄与すると考えているが、見解はどうか。

【参考人】

3年という現在の保存期限については、若干違和感を覚える。県においても、そこは検討していると聞いている。

共産党 質疑

【委員】

県の抽出調査が旅費、賃金等について行われたが、これは十分と考えるか。

【参考人】

県からは、旅費・賃金等は集中管理をしていることから不正を行いにくい体制であるという説明があったが、外部審査委員会としてはこれで十分であるという認識は持っていなかった。

【委員】

今回の調査で使途不明金については、どのように解明に努力をされたのか。

【参考人】

名簿が挙がってきたものを検分し、言い分が違っている部分に関し、外部審査委員会として厳しい質疑を行った。特にg分類に分類するかどうか、かなりの争点となった。

【委員】

9月9日の報告書の外部審査委員会の総括にある「県庁の組織自体の問題」とは、どのようなことか。

【参考人】

今回の問題は、上司からの明確な指示によるものは少なく、従前の慣習について、見て見ぬふりをしていただけではないか。そういった県庁の風土を変えていかなければいけない。

市民ネット・社民・無所属 質疑

【委員】

業者帳簿が未提出なことによる不突合（約3割、約23億円）については、本来不適正と判断すべきと思うが、それをしなかった根拠は何か。

【参考人】

そのような判断もあり得たかとは思いますが、外部審査委員会としては、推計を厳格にするという立場を取った。

【委員】

業者帳簿や様式3を議会に情報提供しないことについて、どう考えるか。

【参考人】

提出された帳簿を目的外に使用することは疑義があるとは思いますが、県当局が判断するものと考えます。

【委員】

平成14年度以前の調査について、岐阜県や神奈川県のように、10～15年前に遡りヒアリングやアンケートなどを実施すべきではないか。

また、国庫返還金について、全額を職員等が負担すべきではないか。

【参考人】

外部審査委員会として了とした。

(3) 再発防止に向けた提言

本特別委員会において検討した再発防止策について、県に対し以下のとおり提言する。

①職員の意識及び内部通報制度の充実

- ア 職員一人ひとりが不正経理は違法行為であることを認識し、業務に使用していればある程度は容認されるなどといった誤った組織の風潮を払拭させること
- イ 通報者の保護に十分に配慮し、事実に基づく通報であれば匿名であっても調査対象とするなど、内部通報がしやすい体制を整備すること
- ウ ものを言える風通しのいい職場づくりを行うこと、また、上司に対する部下からの具申制度や、職員が感じていること、改善策等を提案できる場を創設すること

②会計事務、予算執行及び物品調達への制度改善

- ア 不適正な経理処理ができないよう所属及び出納局における審査の強化や物品調達と管理のシステムを整備するとともに、実態に即した制度の改善を実施すること
- イ 請求書と納品書というのは一般的には複写になっているので、その伝票番号は一緒になるはずであり、できれば統一をさせること
- ウ 過去の調査ができるよう、会計関係の文書の保存を延長すること
- エ 対外的な折衝や交流に係る経費等について支出基準を明確にし、必要な予算措置をすること
- オ 業者との癒着は随意契約が大きな要因であるため、随意契約を減らしていくこと
- カ 徹底した情報公開に取り組んでいくこと

③内部牽制機能の強化

- ア 抜き打ちでの検査・調査を実施することにより、組織内の牽制を図ること
- イ 今回の調査対象外の費目は、今後の特別監察や出納検査等により調査を実施すること
- ウ 支出負担行為支出伝票において、伝票番号や見積書などに不自然な点があれば、確認または調査を行うこと

④監査機能の強化

- ア 監査改革のガイドラインを作成すること
- イ 事務局職員には高度な専門性が必要であることから、在職期間の長期化、他都道府県や会計検査院との人事交流及び研修制度の充実を図ること

ウ 予備監査の一部外部委託など、外部の視点を取り入れる検討をすること

⑤業者プール金の早期解消

ア プール金の返還に応じない業者に対しては、期限を決めて返還要求すること

以上、県においては、この提言を最大限尊重し、迅速かつ真摯に対応することを強く望むものである。

(4) その他

①特別委員会の延長について

第13回特別委員会（平成22年3月18日）において、委員から本特別委員会の調査期限の延長について提案があり、採決を行った結果、否決された。

②今後の対応について

ア 現時点において審査が未了となっている下記事項については、今後、各常任委員会及び本議会において検証すべきである。

(ア) 警察本部における詳細な調査や職員処分の結果について

(イ) 公社等外郭団体の調査結果について

イ 今回の不正経理問題については、今後も議会として監視を続ける必要があることから、県に対して、業者プール金及び職員の返還状況などについては、適宜、議長に報告することを求める。

ウ 今後県において、新たに組織的かつ不適正な問題が生じた場合には、新たな特別委員会を立ち上げることを議会として判断する。

【 経過と資料 】

1 不正経理問題の経緯

平成 20 年 10 月、会計検査院による、都道府県における不適正な経理処理と農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助金等との関連についての検査の結果、12 道府県全てにおいて不適正な経理処理があったことが明らかとなった。これを受け、県では平成 20 年 10 月 23 日に当時の知事から農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費の経理処理について、県独自の調査を表明した。その後、平成 21 年 2 月に県職員による公金詐取事件が明らかとなったことから、全庁に対象を拡大し、平成 15～19 年度の主に消耗品に係る経理処理の実態調査を行った。

その結果が平成 21 年 9 月 9 日に公表され、全庁の 96%の所属において 5 年間で約 30 億円という驚くべき多額な不正処理が判明した。さらに、県では引き続き平成 20 年度会計の調査及び需用費以外の科目について追加調査を実施したところ、平成 21 年 12 月 18 日の公表結果において、平成 15～20 年度までの累計で 32 億 8 千万円、需用費以外の科目で約 6 千万円、預金通帳についても約 5 千万円の不正処理の実態が明らかとなった。

2 本特別委員会設置の経緯

不正経理問題は、長年にわたって行われてきており、また、県庁の複数の部局にまたがり、さらに、制度上の様々な課題を有していることから、問題の再発防止のために、県議会としても早急に取り組む必要があった。

そこで、平成 21 年 10 月 9 日の各会派代表者会議において不正経理問題に関する議会内部検討組織の設置を検討し、原因の徹底究明と再発防止策の検討について必要な調査・検討を行うことを目的として、平成 21 年 9 月定例県議会において「不正経理調査特別委員会」が設置された。

3 本特別委員会の審査経過

	開催日	議題等
第1回	平成21年10月22日(木)	・正副委員長の互選、人事紹介 ・今後の運営について
第2回	平成21年11月20日(金)	(1) 予算執行や物品調達方法の現状と課題及び改善策の検討状況などについて (2) 調査項目等について
第3回	平成21年11月27日(金)	・不正経理調査特別委員会の進め方について
第4回	平成21年12月2日(水)	(1) 「職員の意識改革について」及び「内部通報制度について」 (2) 県の行った調査手法等の検証について
第5回	平成21年12月11日(金)	(1) 国庫補助制度について
第6回	平成21年12月22日(火)	・今後の調査項目・日程について
第7回	平成22年1月8日(金)	(1) 監査委員制度について (2) 業者プール金について
第8回	平成22年1月14日(木)	(1) 業者プール金について
第9回	平成22年1月27日(水)	(1) 業者プール金について (2) 県庁における現金等保有について (3) 職員からの返還金について (4) 職員の処分について (5) 物品調達制度の見直しについて
第10回	平成22年2月4日(木)	(1) 警察本部における国費支出等の独自追加調査結果について (2) 業者プール金について (3) 県庁における現金等保有について (4) 職員からの返還金について (5) 職員の処分について (6) 新たな調査について (7) 改善策・再発防止策について
第11回	平成22年2月8日(月)	(1) 業者プール金について (2) 県庁における現金等保有について (3) 職員からの返還金について (4) 職員の処分について (5) 新たな調査について (6) 改善策・再発防止策について

	開催日	議題等
第12回	平成22年2月12日(金)	(1)業者プール金について (2)県庁における現金等保有について (3)職員からの返還金について (4)職員の処分について (5)新たな調査について (6)改善策・再発防止策について (7)委員長報告(案)について
—	平成22年2月19日(金)	2月議会招集日に委員長報告
第13回	平成22年3月18日(木)	(1)新たな調査について (2)改善策・再発防止策について (3)その他 ①参考人招致について【採決】 ②特別委員会の延長について【採決】
第14回	平成22年3月23日(火)	・総括審査 (1)参考人に対する質疑 (2)特別委員会調査報告内容の整理
第15回	平成22年3月29日(月)	・総括審査 (1)特別委員会調査報告書の整理 (2)その他

4 委員からの意見等

(1) 県が行った調査手法等について

- ① 不正経理の指揮命令系統の解明が不十分である。
- ② プール金も預金も平成 15 年度よりも前から引き継がれてきたものである。
平成 14 年度以前の調査もするよう重ねて要望する。
岐阜県では、帳簿がなくともアンケートを実施し、遡って調査をしている。
本県も、平成 14 年度以前の調査について、道義的責任を果たす義務があると考ええる。
- ③ 平成 14 年度以前の調査について、業者への確認が聞き取り調査のメモもなく電話確認のみというのはおかしい。文書で聞き取り結果を残すことを委員会として要望する。
- ④ 調査対象を広げ、5 年間で取引額が 100 万円以下の業者に対しても調査をすべきである。
- ⑤ 国庫補助金については、補助目的に合致しているかどうかという視点の確認も行うべきである。
- ⑥ 県職員から（見積書偽造作成の）要請があったと報道されており、官製談合の疑いがあることから、調査願いたい。
- ⑦ 旅費や賃金については、平成 16 年度からパソコンや総務ワークステーションでの処理となり、不正は起きにくいとのことだが、他県の例を見ても旅費の不正が大きな割合を占めていることから、しっかり調査する必要がある。
- ⑧ 全国の不正では、印刷製本費も多いことから、調査を要望する。
- ⑨ 業者帳簿等を本特別委員会に対して開示をしていないことから、県が行った調査を十分精査することができない。開示すべきである。
- ⑩ 突合できない額が 22 億円（約 3 割）。再調査をすべきではないか。
- ⑪ 管理職の経理担当経験を確認し、指示系統を明らかにすべきではないか。
- ⑫ 親睦会について、官官接待の有無など中身の調査を行うべきではないか。
- ⑬ 公社等外郭団体の調査結果はいつになるのか。
- ⑭ 県警は上司の指示に関する事項を、処分を決定する上で重要と捉えているが、知事部局では上司の指示の有無、指示系統、その具体的な指示内容が明らかになっておらず、調査が不十分である。
- ⑮ 二元代表制における議会の使命、委員会が調査を目的としていること、業者に議会へ業者帳簿を提出しないことを約した文書がないことから、業者帳簿あるいは「様式 3」文書を本特別委員会に提出しない根拠はない。

(2) 会計事務、予算執行や物品調達方法について

- ① 請求書と納品書というのは一般的には複写になっているので、その伝票番号は一緒になるはずである。できれば統一をさせるべきである。
- ② 業者帳簿がなくとも、(伝票番号など) いろいろな視点でデータをチェックし、伝票の不正を厳しく見るべきではないか。
- ③ 支出負担行為伝票の遡りが見受けられるのが、そういった処理も不適正であるとする。起票と同時に日付も確定するようなシステムはできないのか。
- ④ 所属の支払いの過程で、必ず違う所属である出納局を経由しているが、内部牽制が働いていない。
- ⑤ 出納検査や監査において、今後業者帳簿との照合作業などを行うには、これまでの体制では不十分であり、体制の強化が必要ではないか。
- ⑥ 不正経理の発生原因である備品購入などの予算措置がされていないことについて、改善策が抜けている。
- ⑦ 予算編成にあたって、現場の職員が本音で必要な予算を要求することができる仕組みを検討することを要望する。
- ⑧ 仕事を円滑に進めるために必要な福利厚生的なものについて、ある程度購入できる仕組みづくりが必要と考える。他の自治体の例などを参考にしてほしい。
- ⑨ 対外的な付き合いに必要な予算がないために、変なやり方で費用が捻出されてきた。岐阜県など他県の事例を参考に、懇談会・手土産・謝礼などについても、支出することができる基準をつくる必要がある。
- ⑩ 予算の執行残について、岩手県では総務課で一括計上して留保し、翌年度に回す工夫をしており、千葉県でも改善すべきではないか。
- ⑪ 年度末の補正予算により、執行計画が立てられず、預けや翌年度納入がされてきたことについての改善策がたてられていない。
- ⑫ 職員のヒアリングのなかで改善策として最も要望のあった、予算の弾力化の改善策がたてられていない。
- ⑬ 需用費の適正な予算措置は、各所属の判断ではなく、在庫と需要の突合せによる必要がある。
- ⑭ 予算流用システムの簡素化は横並びではなく、需用費の節減に努力した所属は簡素化するなどのインセンティブが必要である。
または、不用額の半額を翌年度に当該所属に配付することはできないか。
- ⑮ 今後、千葉県と取引をする業者に対しては、不正経理調査時の帳簿提出等の協力義務及びプール金が発生した場合の返還義務について、契約時に取り交わすべきである。
- ⑯ 物品管理について、備品シールが貼っていないなど、管理がずさんである。
- ⑰ 物品調達のガイドラインの作成を要望する。いかに質を下げずにコストを下げ、効率的に調達するか、自治体経営上の戦略的位置付けになっていない。調達のあり方そのものを自治体のあり方として問い直す必要がある。具体的な検討には、民間企業も入れて改善の参考にしてほしい。

- ⑱ 物品調達制度の導入後においても、単価契約はするが数量を水増しするなど、業者と結託する可能性はあるのではないかと考えるのか。
- ⑲ 全庁一括購入システムの導入により、コストカットが可能となると考えるので、検討いただきたい。
- ⑳ 物品調達の改善について、業者側の意見のヒアリングが必要ではないか。オープンカウンター方式について、業者と職員が癒着することがないように制度を活かしてほしい。
- ㉑ 物品調達制度の導入が他県と比べて遅い。
- ㉒ 県の発注において、極力システムを利用し、人為的な不正行為を防止することが重要である。物品をバーコードで管理しシステム上で管理する等、可能性を追求することを要望する。
- ㉓ 切手・はがきなど物品管理について、持ち出し期日や承認を取るなどの管理が必要である。物品取扱員のみが取り扱っていることが、今回の事件にも繋がっている。
- ㉔ 随意契約が業者との癒着に繋がっていることから、極力随意契約を減らすことが必要である。
- ㉕ 膿を出し切るには、予算・決算・物品調達の実態を、県民にオープンにし、市民による監視ができる仕組みが必要である。
- ㉖ 県民に対する徹底した情報公開として、岐阜県における総支出状況のインターネットによる全面公開の仕組みを、導入方向で検討してほしい。

(3) 国庫補助制度について

- ① 旅費・賃金について、カラ出張やカラ雇用だけでなく、補助目的に合致しているかどうかについても、調査をすべきである。
- ② 国庫補助金の返還には利子だけでなく、悪質性についての負担金を払うなどペナルティについて考え、県が行ったことをもっと反省すべきである。
- ③ 附帯事務費についてほとんど上限8%で見積もるなど基準が甘いのではないかと。県として見積りが適正かどうかの判断をしていない。
- ④ なぜ千葉県では不正額がこれだけ巨額の規模になったのか、他県の事例を踏まえ、千葉県が遅れていたところを明らかにすべきである。

(4) 監査委員制度について

- ① 監査委員に職員OB委員がいること、事務局職員の在職期間が短いなど独立性の問題があり、専門性を評価しての人選や職員の研修の機会が重要である。
- ② 専門性・独立性の確保及び監査機能を強化するため、公認会計士などの専門家を増やすべきである。
- ③ 事務局職員の在職年数が短く、専門性が確保されているか疑問である。都道府県や会計検査院との人事交流及び研修制度の充実が必要である。

- ④ 県民本位の監査としての趣旨等を踏まえた監査基準が必要であり、監査着眼点での見直しも必要である。
- ⑤ 岐阜県では予備調査の一部を監査法人に任せ、愛知県では公認会計士等を入れている。本県においても、外部に任せたほうが良いと考える。
- ⑥ 監査委員事務局員の増員や、専門性を身に着けるために、職員の在職期間の長期化や、会計検査院や他団体との人事交流を図ることも必要である。
- ⑦ 抜き打ち監査により、監査の独立性・抑止力が担保されると考える。
- ⑧ 特別委員会として、ガイドライン、監査改革指針の早期作成を要望する。

(5) 職員の意識改革及び内部通報制度について

- ① 職員の倫理条例、あるいは倫理憲章などの検討をすべきである。
- ② 1997年（平成9年）の匿名の通報に県は対応をしなかった。県は今後匿名の通報であっても、調査の対象とすべきである。
- ③ 「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」は匿名での通報の可否についての部分で誤解を招きやすいので、分かりやすくし、職員に周知すべきである。
- ④ 職員に対し、匿名でも中身が事実に基づくものであれば調査対象とすることを広報すること。
- ⑤ 「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」には、県民や議会への公表についての記載が全くない。内部通報があつて、それに基づく調査が行われた場合は、事実の公表が必要である。
- ⑥ 今回のような全庁的な不正の場合、通報者の保護が大きなポイントであることから、外部組織を立ち上げて調査権を付与するなどの検討を要望する。
- ⑦ 外部調査員しか鍵を持たない部屋を設け、メールやFAXについても外部調査員が持つカードがないと見られない等、内部通報者の保護を確実にすべきである。
- ⑧ 通報の受付担当者は公務員任用の際と同じように、宣誓をさせてほしい。
- ⑨ 内部通報制度では、通報者の保護に十分に尽くし、コンプライアンス推進体制を作り上げてもらいたい。
- ⑩ いかにより有益な情報を吸い上げるかが課題である。議会側に通報の窓口を設定し、議会が主体的に調査をすることとしたい。
- ⑪ ものを言える風通しのいい職場を作っていく必要がある。岐阜県では、上司に対する部下からの具申制度や、職員が感じていること・改善策等を提案できる制度となっている。

(6) 業者プール金について

- ① プール金から業者に納品させる際の各所属での指示系統が、調査結果報告書では明確にされていない。
- ② プール金に関する職員への聴き取り調査について、メモが残っていないということだが、これはまともに調査が行われていない、調査が不十分である。
- ③ 平成 14 年度以前調査について、文書で業者に照会・調査するよう委員会として要望する。帳簿がなければ、聞き取りをしてメモに残すこと。
- ④ 過去に遡って、ヒアリングを行うなど色々な調査手法があるにも関わらず、それを行っていない。調査が行き届いていないということを指摘せざるを得ない。
- ⑤ 所属別のプール金の状況があるが、特定の部の特定の所属に集中している傾向がある。
- ⑥ なぜ他の所属とは違った、突出した金額となったのかを、しっかり分析しておかなければ再発防止につながらない。一般的な説明だけでは、あまりにもおざなりな分析である。
- ⑦ 複数の見積書を業者間で廻し合いをしていた実態が浮き彫りになっている。
- ⑧ プール金を捻出する際、架空の伝票を作成する業者に、架空の見積書・請求書を出させるということは、虚偽の公文書作成罪、同放置罪の複合罪にあたるのではないか。
- ⑨ プール金の返還に応じない場合、横領に当たるのではないのか。
- ⑩ 決裁者には県の支出伝票を見てもそれが不正なものかどうか分からない、またそれを何人もの決裁者が見過ごしてきたのであれば、監督能力がないということではないか。
- ⑪ 業者帳簿がない部分について不適正率により推計をしているが、その期間中にプール金をどれだけ使用したのかはわからない、推計することができないということになる。
- ⑫ 帳簿の入手率は、公営企業・県立学校の率が低い。不明金額の推計は支出ベースであり、その間のプール金からの納品の不適正額が捉えられない。再度検討をしていくべきである。
- ⑬ 帳簿を提出しない業者にはプール金があるかわからず、プール金があるとすればプール金額は0となり、県民への損害になってしまう。その部分については推計をすべきである。
- ⑭ 帳簿を提出しない業者にはきちんとペナルティを課すことを要求する。
- ⑮ 職員と業者とのつながりの中で、課の枠を超えてプール金が使われていたように見受けられる。
- ⑯ プール金が違う所属に付け替えされているケースがあるが、指揮命令系統の解明が不十分である。

- ⑰ 確認書が未受領の業者への強力な働きかけが必要であり、期限の目処を設けるべきである。
- ⑱ 業者が、経営の圧迫になることや一括返還に伴う資金調達等を言い訳に、確認書に同意しないことについて納得できない。
- ⑲ 業者帳簿の提出やプール金返還において、硬直しているところにはアプローチをもう一回することを、特別監察室に要求する。
- ⑳ プール金の法的根拠の検討をし、県として業者に返還を促す仕組み作りが必要である。
- ㉑ プール金は、県民の財産であるので、当然一括返還を求めるべきである。
- ㉒ 不正経理に関わってきた業者が何の咎めを受けないことには疑問がある。県は返還が完了するまでは、その業者との取引を控えるなどの措置が必要ではないか。
- ㉓ 返還に応じない業者への今後の対応を細かく検討すべきである。
- ㉔ 業者側でのプール金の管理、会計処理、税務の調査をすべきである。
- ㉕ 業者において、預かり金として処理されていなければ粉飾決算にあたり、国税局に告発すべきではないか。

(7) 県庁における現金等保有について

- ① 現金等の保有の経緯、指示系統が明確になっていない。
- ② 金券ショップでの換金について、店舗・手数料・職員が勤務時間に手続きをしたかなど、調査をすべきである。
- ③ 預金通帳について、銀行で過去の通帳のデータ確認を依頼し、更に実態を解明すべきである。

(8) 職員からの返還金及び職員の処分について

- ① ずさんな調査に基づいて、一律の負担金や処分を課しているのではないか。個々の職員の事情を加味して決定していないことは、事実を曖昧にしてしまうことが問題である。
- ② 処分や返還金は、プール金の金額の多少、不適正な処理をした回数、部下に明確な指示をしたなど、一律同じではなく、実態を詳細に調査して決めるべきであると考ええる。
- ③ 裏金の使途として、所属長等の飲食代、有力議員の接待費等、幹部職員への接待費等に関する調査が、今回まったく報告されていない。岐阜県が実施した関係者へのアンケート調査などの手法も参考にして、そこを明らかにしなければ、職員の負担・処分に不満が出てしまう。
- ④ 調査に相当な時間を要しており、その時間には県民サービスを行っていない。そのコストを返還金に入れるべきではないか。
- ⑤ 管理職以外の職員には負担金がないのでは、公金を取り扱うことの意識醸成にならないのではないか。

- ⑥ 管理職が自らの負担金について所属職員にカンパを強制しているケースがあると聞いているので、実態の調査をし、事実であれば反省を促し指導をすべきである。
- ⑦ 所属負担金については、不正経理の恩恵を受けた者とそうでない者がいると思うので、できるだけ公平感のある負担をお願いしたい。
- ⑧ 不突合部分は、全額を不適正処理とし、職員返還すべきである。
- ⑨ 国庫補助金の返還額について、a～g 分類による負担割合分しか負担していないが、全額を職員が負担すべきである。
- ⑩ 平成 14 年度以前からプール金が存在することなどから、退職者についてその当時の責任において返還の指摘をすべきでないか。また、県土整備部や農林水産部など不正額が多かった部署について返還を重くすべきではないか。
- ⑪ 香川県では、不正経理について、預け金を作っただけで懲戒免職とするなど厳しい処分基準を作成しており、千葉県処分は軽いのではないか。千葉県においても、処分基準を策定すべきである。
- ⑫ 現役職員やOBによる返還を督促するためにも、堂本前知事を含む前特別職の返還の意向確認を急ぐべきである。
- ⑬ 平成 22 年 3 月 23 日時点において、堂本前知事に対し明確に返還金の要請を行っていないことは問題である。

(9) 新たな調査について

- ① 平成 14 年度以前の調査をすべきである。
今後不適正な経理処理が出てきた場合、過去に遡って調査をすることとしているが、調査が難しいということでは、実質的な意味を成していない。
- ② 公社等外郭団体の調査結果の公表はいつになるか。
- ③ 業者帳簿がない場合でも聞き取りは有効な調査手法である。平成 14 年度以前の調査について県民への道義的責任を果たすため、岐阜県や神奈川県のように 10～15 年以前について経理担当者への聞き取りなどの可能な限りの調査を実施すべきである。

(10) 改善策・再発防止策について

- ① 再発防止は現場職員の意見を聞くことが根本と考える。職員の声の吸い上げに努力してほしい。職員が安心して改善意見が出せるよう配慮してほしい。
- ② 組織的な悪しき慣習を絶つには、内部告発の整備など再発防止に取り組まなければならない。
- ③ 物品を集中的に調達するシステムの導入は、他県と比べて遅いのではないか。
- ④ 物品調達システムの導入にあたっては、管財課はプール金の付け替えがあるなどお金の管理が曖昧なことから、体質を抜本的に変える必要がある。
- ⑤ 物品調達システムについて、そこには権限が集中することとなり、業者との癒着が進み不正を行う可能性があるのではないか。

- ⑥ 物品調達システム導入については、地元業者の県からの受注の機会の確保が大きな問題である。そういう視点を十分に配慮して、再発防止策をさらに一歩も二歩も進めていただきたい。
- ⑦ 今後業者と契約をする際には、必要に応じて帳簿提出依頼に応じることや不正なプール金があった場合の返還、ペナルティなどについて、取り決めをする必要がある。
- ⑧ 物品が納入後に勝手に処分される恐れはないか。バーコードによる管理など在庫チェックの方法を早急に検討すべきではないか。
- ⑨ 在庫管理のシステムは、他県のをリースするなど、早急に導入すべきではないか。
- ⑩ 不適正な経理処理を防止するためには、支出伝票の遡りを規制するシステムが必要である。
- ⑪ 出納検査・監査委員監査に特別監察が加わり、同じような検査業務を行う機関が増えるのは無駄ではないか。
- ⑫ 今後不正経理を行った場合に職員の処分を厳格化するとしているが、担保をしていくためには、基準を明文化すべきではないか。
- ⑬ 職員の倫理憲章やコンプライアンス条例などを策定し、職員の内部だけでなく、県民に対して職員がちゃんとやっていることをアピールすべきである。
- ⑭ 上司が不正行為を指示したときに、ノーと言うことができる拒否権や内部告発権が全面保障されるべきであり、職員に周知徹底をする必要がある。
- ⑮ 1997年（平成9年）の内部告発に県は対応をしなかったように、県のトップにおける不正の隠匿体質を克服する仕組みが必要である。
- ⑯ 県が示している改善策で本当に不正をなくすことができるのか。
- ⑰ 議会として再発防止に向けて何ができるのかの議論が必要である。
- ⑱ 議会として、不正経理に関する情報提供を広くキャッチできるよう、窓口やメールアドレスの設置を提案する。
- ⑲ 内部告発については、信頼性の担保が重要であり、総務部の事務局やコンプライアンス委員会だけではなく、調査・検証を行う第三者機関が必要である。
- ⑳ 平成22年2月18日に市民ネット・社民・無所属の会派の議員に届いた匿名の内部告発文書を、県は「客観的な資料」がないとして調査をしていない。具体的な名前があがっている職員等に対してヒアリングを行うなど、事実確認をすべきである。
- ㉑ 匿名の内部告発に対して、「客観的な資料」がないことを理由に門前払いをすることがないようにしてもらいたい。
- ㉒ ある人事担当部署において、管理職候補者等を集め、半ば強制的に高い会費を徴収して開催されるパーティや、職員相互の贈答などが行われているという情報がある。組織のただれた実態を調査し正すことが、再発防止への大きな力になる。

(11) 警察本部における国費支出等の独自追加調査結果について

- ① 内部通報制度について、十分に機能されていない。知事部局のコンプライアンス委員会に県警も含まれるよう要望する。
- ② 知事部局でプール金のある業者に対し、プール金の有無を確認すべきである。
- ③ 業者帳簿が提出されていない業者のプール金を0と扱うことは適当か。ぜひ書面によってきちんと確認作業をしてもらいたい。
- ④ 突合できなかった部分が多く、全庁調査と同様の調査を行ったというのはいかななものか。
- ⑤ 国庫補助金の返還額について、a～g分類による負担割合とすると、県警は96%がa分類であることから、ほとんどを県が負担することになり、返還金が少なめに算定されている。全額を職員が負担すべきである。
- ⑥ 不正経理問題は千葉県一体となって解決する必要があることから、知事部局と県警においては、業者帳簿の提出状況やプール金の有無など、連携を取りながら、資料の提供、審査、調査をすべきである。

(12) その他

- ① 会計検査院が千葉県と秋田県との比較で指摘しているように、職員の意識改革だけではなく、物品購入に係る会計事務手続きのシステムとしての構築が必要である。
- ② 国も県も、官僚は不正を見つけたら告発をしなければいけない義務があるにも関わらず、怠っている。明快な不正行為と考える。
- ③ 業者帳簿や様式3を目的外使用のためとして、本特別委員会に対して資料の提供をしないことは、委員会への情報開示不足であり、議会軽視である。
- ④ 岐阜県では、退職後の執行部、重要な関係者を参考人として招致している。本県においても現知事・前知事・元知事・外部審査委員の参考人招致をし、組織全体の責任の所在を明らかにするべきである。
- ⑤ 前知事が経理問題をどのように認識しているか、また責任を明らかにして県民に示す必要がある。
- ⑥ 現知事に対して、職員の処分や自らの減給を決定した経緯、平成14年度以前や業者帳簿がない部分についての調査の徹底など、意見を伺う必要がある。
- ⑦ 正直に回答をした人が損をするような調査ではなく、説明責任を果たせるよう努力を求める。
- ⑧ 今回、過去の調査がなかなかできない状況であったことの反省から、今後また不正経理が起こったときに対応ができるよう、会計関係の文書の保存について、従来の3～5年というところを、岐阜県のように15年に延長する必要がある。
- ⑨ 県警の処分や外郭団体の調査結果が出なければ、本特別委員会を終了することはできない。

- ⑩ 本特別委員会の延長については、今後新たに組織的かつ悪質な問題が生じた場合に、新たな特別委員会の立ち上げることを議会として判断することであり、本特別委員会としては所期の目的を達成したと考える。
- ⑪ 参考人意見聴取の取り組みや執行部に対する情報開示の要求は未だに不十分であり、総括して本特別委員会としての調査は、定められた調査期間においては不十分であったと言わざるを得ない。
- ⑫ 執行部による本特別委員会への情報開示について、業者帳簿や様式3等、本特別委員会として、より実効性のある調査を行う目的にも関わらず、これらが示されなかったことは、大いに問題である。
- ⑬ 再発防止の観点から、議会の調査機能についての今後の在り方、議会の責任についての議論も必要であり重要だが、具体的な議論はなく、県民への説明責任が果たされていない。
- ⑭ 前知事、現知事ともに知事の政治的責任及び(前・現)執行部の責任について説明責任が果たされておらず、また議会の責任についても、具体的な議論がなされていない。政治的責任の所在が明確にされないままの委員会の収束は、大いに問題である。
- ⑮ 県議会として、今まで、監査委員を選出し、予算決算委員会などでも審議を行ってきたが、結果として不正経理を出してしまったことについて、県民に対して使命を果たすことができなかった。けじめとして責任の一端を果たすべきである。
- ⑯ 議会として、なぜ不正をチェックできなかったのかを検証し、本来の監視機能を発揮するための方策を検討すべきである。
そのために、①97年1月の内部告発文書で指摘されている「議会工作費」の実態、②議会選出の監査委員の責任と選任のあり方、③議会の監視機能強化のための情報共有などの方策について、調査検討することが不可欠である。
- ⑰ 議会としてチェック機能が働いていなかったことについては大いに反省し、再発防止に繋げ、本特別委員会の結果を残していきたい。

5 不正経理調査特別委員会の設置について

(平成 21 年 10 月 22 日議会運営委員会発議案第 1 号)

1 名称

不正経理調査特別委員会

2 委員数

17 名

3 設置の目的

不正経理問題は、長年にわたり行われてきており、また、複数の部局にまたがり、さらに、制度上の様々な課題を有しており、原因を明らかにし、問題の再発防止のために、早急に取り組まなければならない問題である。

そこで、特別委員会を設置し、原因の徹底究明と再発防止に向けた今後の対応について、必要な調査、検討を行うものとする。

4 調査事項

(1) 不正経理の原因究明と再発防止に向けた、県の調査結果の精査や再発防止策の検討について。

(2) 調査対象年度は、平成 19 年度以前とする。

5 調査期間

本調査は、平成 22 年 3 月末日までとし、閉会中もなお調査することができる。

6 その他

調査の過程で、委員会として地方自治法第 98 条、第 100 条の権限付与が必要との判断がされた時は、付与のための議決を要請することができる。

6 委員名簿

委員長	副委員長	委員
伊藤 和男 (自民党)	湯浅 和子 (民主党)	成尾 政美 (自民党)
		阿部 紘一 (自民党)
		山口 登 (自民党)
		皆川 輝夫 (自民党)
		木名瀬 捷司 (自民党)
		西田 三十五 (自民党)
		木下 敬二 (自民党)
		武田 正光 (自民党)
		林 幹人 (自民党)
		竹内 圭司 (民主党)
		花崎 広毅 (民主党)
		布施 健太郎 (民主党)
		藤井 弘之 (公明党)
		小松 実 (共産党)
川本 幸立 (市民ネット・社民・無所属)		